

## 指定就労継続支援事業（B型）重要事項説明書

あなたに対する就労継続支援事業（B型）のサービス（以下「サービス」という。）提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

### 1 サービスを提供する事業者

名称	社会福祉法人わらしべの里
所在地	栃木市大宮町2708-3
電話番号	0282-27-1627
代表者氏名	理事長 大橋 誠
設立年月日	平成13年10月1日

### 2 利用施設

事業所の種類	指定就労継続支援（B型）事業所（平成23年4月1日指定）
事業所の名称	わらしべの家（事業所番号：0910300060）
事業所の所在地	栃木市大宮町2708-3
連絡先	TEL 0282-27-1627 FAX 0282-27-1675
管理者	金坂 尚慶
サービス管理責任者	佐藤 崇裕
サービスの実施地域	栃木市（旧岩舟町、旧藤岡町を除く）
主たる対象者	知的障害者
定員	20名
開設年月日	平成23年4月1日

### 3 サービスの目的・運営方針

目的	①利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、就労の機会を提供するとともに、通所により生産活動その他の活動を通して、知識及び能力向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行い、一般就労に必要な知識・能力が高まった利用者は、一般就労への移行に向けて支援します。
運営方針	①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって事業支援を提供するよう努めるものとします。 ②できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、指定障害者支援施設や指定障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。

	③「指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとします。
--	------------------------------------------------------------------------

#### 4 サービスに係る施設・設備等の概要

##### (1) 施設

###### 第1作業所

建物	構造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺陸屋根2階
	敷地面積	475.30㎡
	延べ床面積	362.90㎡

###### 第2作業所

建物	構造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階
	敷地面積	602.38㎡
	延べ床面積	342.68㎡

##### (2) 主な設備

###### 第1作業所

	備考
事務所	法人の事務所
面談室	各種面談等
作業室	自主製品事業・PC事業
医務室	静養室・女子更衣室兼務
食堂	テレビ
厨房	給食は外部委託
トイレ	バリアフリースイレ

###### 第2作業所

	備考
多目的室(大)	面談/作業/休憩/ロッカー等
多目的室(小)	休憩/物置等
作業室	請負事業
トイレ	バリアフリースイレ
エレベーター	定員3名・積載量200kg.

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

#### 5 サービス提供職員の設置状況

職種	員数	常勤		非常勤		備考
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			

サービス管理責任者	1		1			
職業指導員	3			3		
生活支援員	1	1				
目標工賃達成指導員	1	1				
医師（嘱託）	1			1		

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

（ア）各職種の勤務体系

職種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
職業指導員	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
生活支援員	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
目標工賃達成指導員	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）

（イ）営業日と営業時間

営業日：月曜日～金曜日

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始の休日（１２月２９日から翌年の１月３日まで）、休日の代休日及び法人が特に必要と認めた日を除きます。

営業時間：８：３０～１７：３０まで

その他：事業計画に定めたレクリエーション等の行事開催日は、営業日及び当該行事開催時間を営業時間とすることができます。

６ サービス提供の内容

（１）訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行います。
訓練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。また、日常生活能力の維持・向上のための訓練及び創作的活動・生産活動の訓練を行います。

生産活動	<p>生産活動の機会を提供します。</p> <p>①請負事業 ②自主製品事業 ③P C 事業 &lt;工賃の支払&gt;</p> <p>上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。</p>
実習及び求職活動等の支援	<p>①利用者が個別支援計画に沿って実習できるよう、実習の受入先の確保に努めます。</p> <p>②公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携して利用者の就労に対する適性や要望に応じた職種・実習の受入先の確保に努めます。</p> <p>③公共職業安定所での求職登録等、利用者が行う求職活動の支援に努めます。</p> <p>④公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携して、利用者の就労に関する適性や要望に応じた職業開拓に努めます。</p>
訪問支援	<p>サービスの実施にあたり必要があるときは、施設外支援（家庭訪問、職場訪問等）を行い支援します。</p>
事業所外支援	<p>常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として、同意の上で次の支援を行います。</p> <p>①引き続き現行のサービスを利用するための動機付け ②再アセスメントに基づく個別支援計画の見直し ③相談支援事業者への斡旋・連絡調整</p>
健康管理	<p>①年2回嘱託医問診の実施。 ②年1回健康診断の実施。 ③年1回インフルエンザ予防接種。（希望者） ④年1回大腸がん検診。（希望者）</p>
服薬管理	<p>原則、利用者の責任において管理していただきます。しかし、管理ができかねる利用者については、家族と相談の上、ケース担当職員が管理します。</p>

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
食事サービス	<p>毎月の献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。また、食事を美味しく、楽しく食べるために、次の点に配慮します。</p>	<p>1食581円</p> <p>ただし、公費助成がある場合は、そ</p>

	<p>①利用者に嗜好調査（リクエストメニュー）を行い、その結果を献立に反映します。</p> <p>②利用者が美味しく食べられるように、適温の食事を提供します。</p> <p>③食材・素材に季節感を取り入れ、また盛り付けや食器にも工夫します。</p> <p>④毎月の献立について、その情報を利用者に提供するため、食堂に掲示します。</p> <p>&lt;食事時間&gt;          昼食 12:00～13:00（休憩時間を含む）</p>	<p>の額を控除した額とします。</p> <p>（1食281円）</p>
送迎サービス	希望する場合は、定められたステーションにて送迎車両を利用することができます。	無料
就労に向けての支援に必要な諸経費	就労や実習に向けての支援のうち、負担して頂くことが適当であるものに係る費用を受け取ることができます。	実費
日常生活上必要となる諸経費	<p>利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用を受け取ることができます。</p> <p>①日用品費                      ②保健衛生費          ③教養娯楽費                  ④行事参加費          （入場料、昼食代金等）</p>	実費

<サービスの概要>

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。なお、「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

## 7 利用料金

### （1）訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費対象サービスを提供した際は、サービス利用料金として、厚生労働大臣の定める額のうち市町負担分を当該市町から代理受領します。その場合、利用者は利用者負担分について事業所にお支払いいただきます。

なお、代理受領を希望しない場合は、厚生労働大臣の定める額の全額をお支払いいただきます。

### （2）訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容（2）訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

### （3）利用料金のお支払方法

前記（1）及び（2）の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、指定された日までに、納入してください。

## 8 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて、利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じて、その内容を開示します。また、記録及び情報については、サービスを提供した日から5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、9：00～16：00です。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法に基づいた対応を行います。ただし、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は、利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき、情報提供を致します。

## 9 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、家庭に連絡するとともに、速やかに医療機関への連絡等を行います。

## 10 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

### (1) 要望・苦情等申立先

当事業所ご利用相談窓口	①窓口担当者 松本 圭子 ②苦情解決責任者 金坂 尚慶 ③ご利用時間 9：00～16：00 ④電話番号 0282-27-1627 FAX 0282-27-1675 ⑤その他 担当者が不在の場合は、事業所事務室までお申し出ください。
わらしべの里第三者委員	野尻 政彦 電話番号090-5335-4691
	永島 徹 電話番号 0283-62-7082
栃木市福祉総務課	①所在地 栃木市万町9-25 ②電話番号 0282-21-2237
栃木県運営適正化委員会	①所在地 宇都宮市若草1-10-6 ②電話番号 028-622-2941

### (2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する相談窓口	①窓口担当者 松本 圭子 ②ご利用時間 9：00～16：00 ③電話番号 0282-27-1627 FAX 0282-27-1675 ④その他 担当者が不在の場合は、事業所事務室までお申し出ください。
--------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 1 1 協力医療機関

医療機関の名称	とちぎメディカルセンター とちのき
院長名	成田 純一
所在地	栃木市大町 3 9 - 5
電話番号	0 2 8 2 - 2 2 - 7 7 2 2
診察科	内科・循環器内科・小児科・外科・整形外科・脳神経外科・皮膚科・泌尿器科・婦人科・リハビリテーション科・老年内科・腎臓内科（人工透析）
入院設備	あり

### 1 2 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画により対応いたします。
平常時の訓練	別途に定める消防計画に則り、毎月、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	①自動火災報知器 有 ②誘導灯 有 ③カーテン等は防災性能のある物を使用しています。
消防計画	防火管理者：金坂 尚慶
保険加入	店舗総合保険・企業総合保険に加入しています。

### 1 3 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	全館禁煙です。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

令和 年 月 日

指定障害福祉サービス就労継続支援事業（B型） わらしべの家 の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：社会福祉法人わらしべの里 わらしべの家

説明者職氏名： 管理者（施設長） 金坂 尚慶 印

私は、本書面に基づいて事業所から指定障害福祉サービス就労継続支援事業（B型） わらしべの家 の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

なお、サービス利用時の呼称（呼び名）については下記の通り希望します。  
（福祉太郎の場合、福祉くん、福祉さん、太郎くん、太郎さん、タロちゃん、タツちゃんなど、希望する呼び名をご記入下さい。）

希望呼称： \_\_\_\_\_

利用者

住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ 印

親権者  
(身元引受人)

住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ 印